イ　議決権割合に関する事項

(ｱ)　コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

［表略］

［(注１）～（注12）　略］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(ｲ)　コミュニティ放送に係る申請の場合

［表略］

［(注１）～（注３）　略］

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注８～注10　略］

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置（注４）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注５）	

イ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注12）　同左］

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(ｲ)　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注３）　同左］

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注８～注10　同左］

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　1）

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置（注４）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注５）	

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日